

道特別支援金の対象イメージについて

★「道特別支援金」に新たに「道特別支援金C」を設けます。
8月以降、まん延防止等重点措置や緊急事態措置に伴う道の要請などにより、大変厳しい経営状況となっている全道の幅広い業種の事業者の皆様を対象に、休業・時短等の協力支援金や国の月次支援金の対象とならない方々（前年または前々年同月比30～50%未満減少）に向け、新たに「道特別支援金C」により支援します。

	売上50%以上減少	売上30～50%未満減少
令和2年度 11～3月の影響	<p>【国の一時支援金】</p> <p>法人上限60万円 個人上限30万円</p> <p>受付終了</p>	<p>国の一時支援金の対象とならない方 (国に申請していない方含む)</p> <p>【道特別支援金A】</p> <p>法人20万円 個人10万円</p> <p>2022年1月31日まで 受付中</p>
令和3年度 4～7月の影響	<p>【国の月次支援金(4～7月分)】</p> <p>法人上限20万円 個人上限10万円</p> <p>受付終了</p>	<p>【道特別支援金B】</p> <p>法人10万円 個人5万円</p> <p>2022年1月31日まで受付中</p>
令和3年度 8月以降の影響	<p>【国の月次支援金(8月以降分)】</p> <p>法人上限20万円 個人上限10万円</p> <p>対象月の翌月から2か月間受付</p>	<p>【道特別支援金C】</p> <p>法人20万円 個人10万円</p> <p>2022年1月31日まで 受付中</p>

- ※この図は各支援金の対象者をイメージしたもので、各々の対象については要綱等で確認下さい。
- ※道の特別支援金A・B・Cはそれぞれ併給可能です。
- ※国の一時支援金と道の特別支援金Aは併給できません。
- ※国の月次支援金（4～7月分）と道の特別支援金Bは併給できません。
- ※国の月次支援金（8月以降分）と道の特別支援金Cは併給できません。

対象となる方

- ① 時短対象飲食店等との取引がある事業者
- ② 外出・往来の自粛要請等による影響を受けた事業者

給付額

道特別支援金A：中小法人等 **20万円** / 個人事業者等 **10万円**
道特別支援金B：中小法人等 **10万円** / 個人事業者等 **5万円**
道特別支援金C：中小法人等 **20万円** / 個人事業者等 **10万円**

受付期間

道特別支援金A：2021年4月1日(木)～2022年1月31日(月)
道特別支援金B：2021年7月2日(金)～2022年1月31日(月)
道特別支援金C：2021年10月12日(火)～2022年1月31日(月)

問い合わせ・提出先

問い合わせ

011-351-4101 (専用ダイヤル)

対応時間 午前8時45分から午後5時30分まで
(令和4年2月28日(月)まで) ※受付は平日のみ 10月中は土日も対応

郵送先

〒060-8407 北海道特別支援金事務局 (※住所の記載不要)

※ 2022年1月31日(月)消印有効

・簡易書留や一般書留、レターパックプラス(郵便物の追跡ができる方法で、かつ配達時に受取確認がされるもので郵送してください。)

・料金不足のものについては、受付できませんので返却となります。

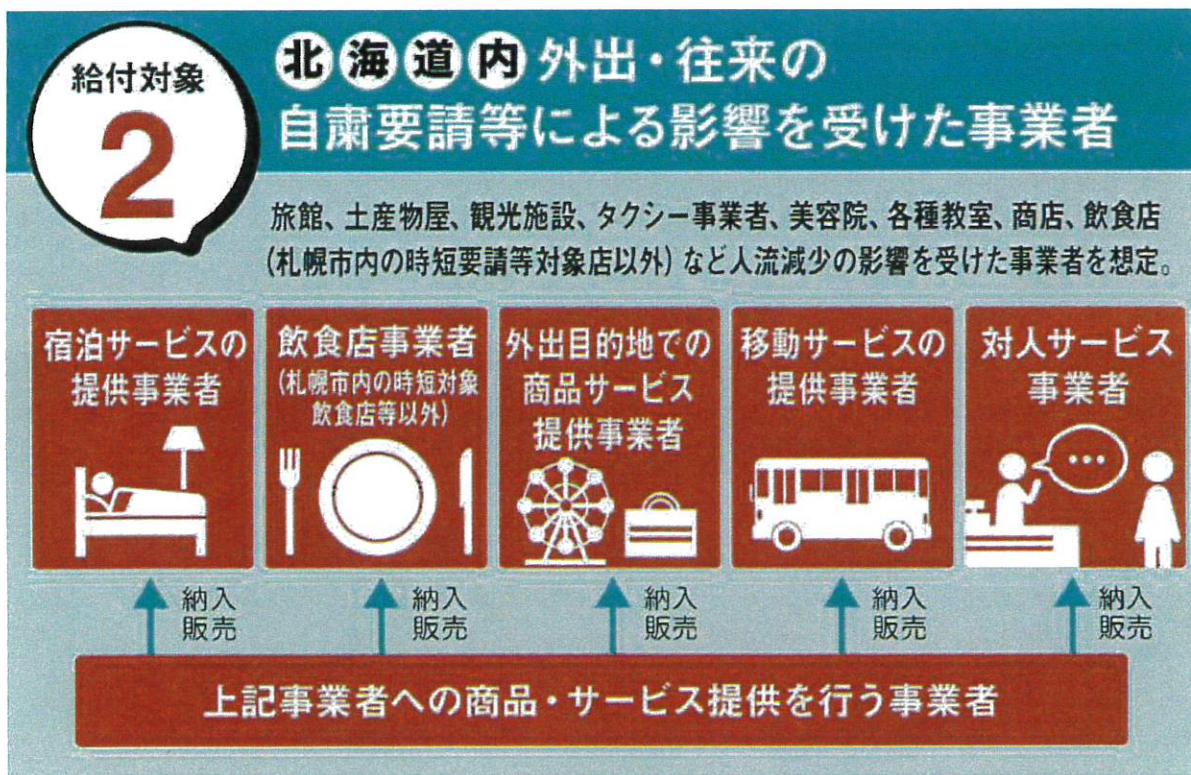
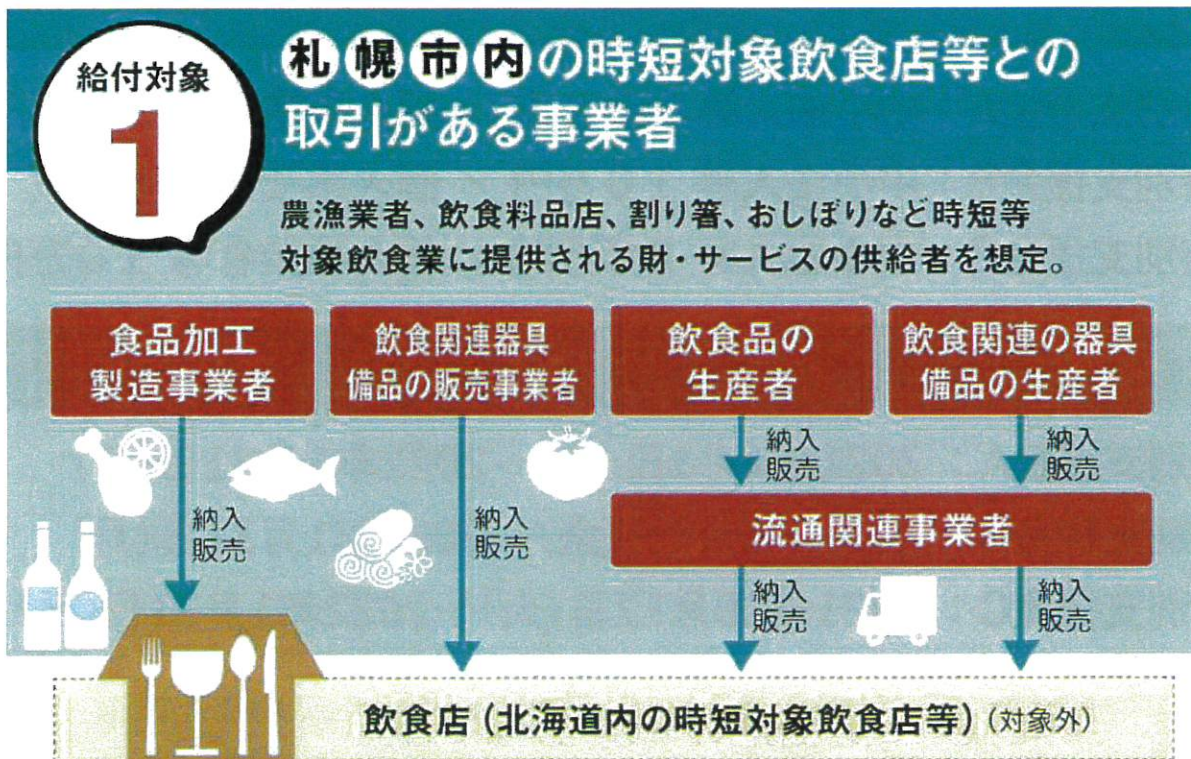
※申請書類等は以下の北海道公式ホームページよりダウンロードすることが可能です。
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/tokubetsushienkin/01top.html>

道特別支援金 A

Check! 国の一時支援金と重複受給不可

下記の①または②において、
2020年11月～2021年3月のいずれかの月の売上が
対前年または前々年同期比で50%以上減少していること

※ただし、比較する月を2020年11月及び12月とした場合は、前年同月のみとする。



※2020年11月から2021年2月までの休業・時短要請の対象である札幌市内の飲食店は、時短等への協力や時短支援金の受給の有無にかかわらず本支援金の対象外です。

道特別支援金 B



国の月次支援金(4~7月分)と重複受給不可

下記の①または②において、
2021年4月~2021年7月のいずれかの月の売上が
対前年または前々年同期比で30%以上50%未満減少
 していること

給付対象 1 **北海道内の時短対象飲食店等との取引がある事業者**

農漁業者、飲食料品店、割り箸、おしぼりなど時短等対象飲食業に提供される財・サービスの供給者を想定。

食品加工製造事業者、飲食関連器具備品の販売事業者、飲食品の生産者、飲食関連の器具備品の生産者

納入販売、納入販売、納入販売、納入販売

流通関連事業者

飲食店 (北海道内の時短対象飲食店等) (対象外)

給付対象 2 **北海道内 外出・往来の自粛要請等による影響を受けた事業者**

旅館、土産物屋、観光施設、タクシー事業者、美容院、各種教室、商店、飲食店(時短要請等対象店以外) など人流減少の影響を受けた事業者を想定。

宿泊サービスの提供事業者、飲食店事業者(時短対象飲食店等以外)、外出目的地での商品サービス提供事業者、移動サービスの提供事業者、対人サービス事業者

納入販売、納入販売、納入販売、納入販売、納入販売

上記事業者への商品・サービス提供を行う事業者

※2021年4月から7月までの休業・時短要請の協力金の対象となっている飲食店や1,000㎡を超える施設等は、時短等への協力や時短支援金の受給の有無にかかわらず本支援金の対象外です。

道特別支援金 C



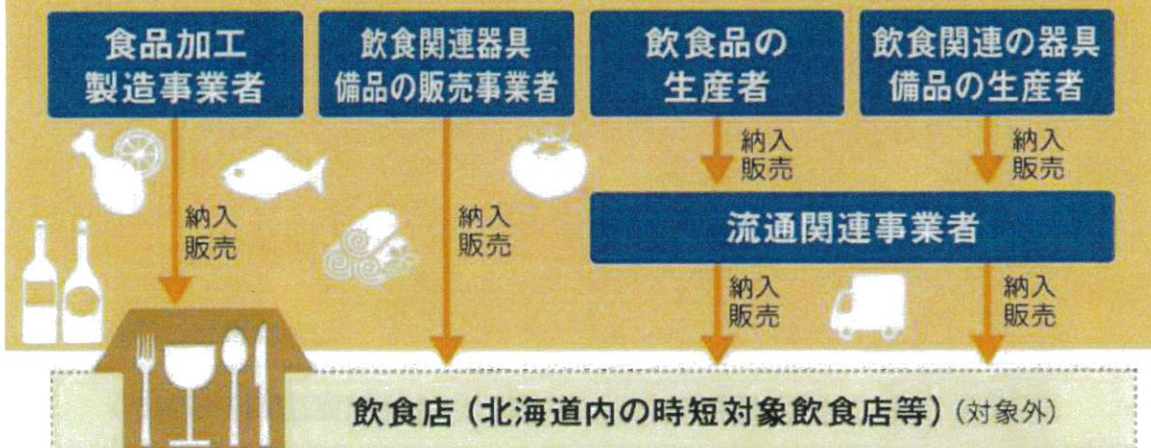
国の月次支援金(8~10月分)と重複受給不可

下記の①または②において、
2021年8月~2021年10月のいずれかの月の売上が
対前年または前々年同期比で30%以上50%未満減少
 していること

給付対象
1

北海道内の時短対象飲食店等との取引がある事業者

農漁業者、飲食料品店、割り箸、おしぼりなど時短等対象飲食業に提供される財・サービスの供給者を想定。



給付対象
2

北海道内外出・往來の自粛要請等による影響を受けた事業者

旅館、土産物屋、観光施設、タクシー事業者、美容院、各種教室、商店、飲食店(時短要請等対象店以外) など人流減少の影響を受けた事業者を想定。



※2021年8月から10月までの休業・時短要請の協力金の対象となっている飲食店や1,000㎡を超える施設等は、時短等への協力や時短支援金の受給の有無にかかわらず本支援金の対象外です。